

■ 今月のポイント

建設事業主に対する助成金 ⑬



男性の育児休業取得を促進してみませんか？

今月は「出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）」です。



建設事業主に対する助成金



出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）



男性の育休取得率は、2023年度（令和5年度）で **30.1%** と過去最高を記録しました。
 これは前年度比で約13ポイントの上昇で、これまで最も大きな伸び率となっています！
 この助成金は、**子育てパパを支援する助成金**です。

1) 概要は？

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、
5日以上の育児休業を取得した男性労働者の中小事業主に支給します。

2) 助成額は？



男性育休 1人目

支給額

20万円

※雇用環境整備措置を4つ以上実施の場合 30万円

男性育休 2人目・3人目

10万円

3) 支給要件は？

① 一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出る

※ 厚労省サイト「両立支援のひろば」や自社ホームページでの掲載などにより公表、社員にも周知

② 育児休業制度を就業規則などに盛り込む

育児休業中の業務代替の体制を整える



③ 育児休業を取得しやすい職場環境を整える

- 育休制度と取得促進についての方針を周知する
- 育休の取得について研修を行う
- 育休取得に関する相談体制を整え、周知する
- 過去の育休取得事例を集め、社員が閲覧できるようにする
- スムーズな育休取得のために業務配分や人員配置を見直す



1人目：2つ以上
 2人目：3つ以上
 3人目：4つ以上

④ 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する一定日数以上の育児休業を取得

※ 1人目：**5日**（所定労働日4日）以上、2人目：**10日**（所定労働日8日）以上
 3人目：**14日**（所定労働日11日）以上

4) スケジュール

- 一般事業主行動計画 作成・届出
- 就業規則（育児休業制度）作成・届出
- 雇用環境整備の措置

男性育休取得

申請：育休終了日の翌日から
2ヶ月以内

出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）の申請方法や助成額などの詳細については、労働局・ハローワークまでお問い合わせください。

◆次回も、助成金を詳しく解説していきます！